第1章 総則

第 1 条（目 的）

1． 本規約は、乙が甲に提供する本サービスについて、本サービス契約すべてに適用されるものとします。
2． 甲は、本サービスを甲自身の利用目的のみに使用し、他の目的の為に使用することはできないものとします。
3． 甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

第 2 条（本規約の変更）

乙は、本約款を必要に応じて変更することがあります。本約款を変更した場合、乙は Web サイト（https://www.ricoh.co.jp/solutions/category/it/terms.html）に掲載するなど、乙所定の方法で甲に通知するものとします。本約款の変更は、当該通知の時点で効力が生じるものとし、それ以前の約款はその時点で効力を失うものとします。

第 3 条（用語の定義）

本規約（別紙を含む）において、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
本サービス	ITKeeper シリーズ「NETBegin BB パック Next」をいい、基本サービスとオプションサービスから構成されます。
本ネットワーク	本サービスの提供の結果として構築された甲のネットワークおよびインターネットへの接続環境の総称をいいます。
リコープロバイダー	乙が提供するインターネット・サービス・プロバイダーをいいます。
他社プロバイダー	甲が別途契約するインターネット・サービス・プロバイダーをいいます。
ホスティング	乙および乙が指定した第三者が管理するインターネットに接続されたサーバー内に、甲のデータの電気的な保管空間を貸し出すとともに、乙が当該サーバーの設定および接続環境を保守および管理し当該サーバーの機能の利用を甲に提供するサービスをいいます。
電気通信事業者	電気通信役務を提供する会社等の総称をいいます。
電気通信役務	電気通信事業者が提供する固定電話や携帯電話、回線等の電気通信サービス、プロバイダー・付加価値通信網提供・情報サービスをいいます。
保守	乙が甲に対し実施する、サービスアダプタおよび本ネットワークに生じた障害の復旧作業をいいます。
電気通信設備	電気通信を行うための機器、器具、線路その他の電気的設備をいいます。
サービスアダプタ	本サービスの提供に必要となるルーター機器で、甲から乙に提供されるものをいいます。
サービス開始日	乙が所定の方法により通知する本サービスの開始を行う日をいいます。
契約終了日	甲または乙が相手方に対し、本サービス契約を終了する旨の意思表示をした日の属する月の末日をいいます。
関連会社等	乙の関連会社または乙の選任した第三者をいいます。
料金等	申込書および申込承諾書に記載された本サービス毎にかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等をいいます。
データ等	甲が保有する機器に記録されたデータ等をいいます。
ID 等	本サービスの実施に必要となる全アカウント情報やパスワードおよび契約IDをいいます。
顧客機器	甲のクライアント PC、プリンター、MFP 等の機器をいいます。
ユーザーポータル	サービスアダプタの稼働状況を確認するための Web サイトをいいます。
ネットワーク環境	甲のネットワークおよびインターネットへの接続環境の総称をいいます。

第2章 本サービス

第4条（本サービス）

乙は、本サービスにおいて、甲のネットワーク環境にかかる各種サービスの提供を行います、本サービスは基本サービスおよびオプションサービスから構成され、甲の選択に応じて提供されるものとし、その詳細は、別紙に定めるとおりとします。なお、本サービスで提供する機器以外は本サービスの適用対象外となります。

第 5 条（本サービス契約の成立）

1． 甲は、本サービスの提供を希望する場合、本規約の内容をあらかじめ確認し、同意の上、申込書に必要事項を記入し乙に提出するものとします。
2． 乙が甲より必要事項を記載済の申込書を受領した時点で、甲乙間において本サービス契約は成立します。

3. 乙は、本サービス契約の成立から30日の間に次の事項に定める場合があると判断した場合には、甲に通知することにより直ちに本サービス契約を解除することができるものとします。
（1）甲が、利用申込みにかかる契約上の義務を怠った場合、またはそのおそれが明らかである場合。
（2）甲が、申込書に虚偽の事実を記載した場合。
（3）甲が、本サービス料金の支払いを怠るおそれがある場合。
（4）甲について、第 56 条(反社会的勢力との関係排除等)に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合。
（5）その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合。

第 6 条（本サービスの提供期間）

本サービスは、サービス開始日から提供を開始するものとし、甲からの解約の届出が無い場合、契約期間は毎月自動継続されるものとします。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は、提供開始可能日が遅れる場合があるものとします。
（1） 申込内容および提出書類に不備(記入漏れ等）があった場合。
（2） ドメイン機関による登録の手続きが遅れた場合。
（3） 電気通信事業者による回線工事が遅れた場合。

第 7 条（本サービス提供地域および言語）

本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

第 8 条（関連会社等の代行）

乙は、本サービス契約より生ずる乙の義務について、関連会社等に代行させることができるものとします。この場合、乙は、乙の責任と負担において、関連会社等に対して、十分な指導および管理を行うものとします。

第 9 条（本サービスの追加・変更）

甲は、本サービスの追加および変更を希望する場合は、その旨を乙に通知し、別途乙の定める方法にしたがってサービスの追加および変更の依頼を行うものとします。なお、追加および変更された本サービスに関する契約については、第5条の規定が適用されるものとします。

第 10 条（甲による本サービス契約の解除）

1. 甲は、本サービス契約の全部または一部の解除を希望する場合は、解除希望日の1か月前までに乙にその旨を書面で通知することにより、本サービス契約を解除できるものとします。なお、サービスによって所定の解約金の支払い義務が生じる場合があります。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、サービス開始日の属する月の翌月1日から起算して12か月を経過する前に甲が本サービス契約の解除を希望する場合、甲は乙に対し解除希望日の属する月の翌月末日までに、乙が定める解約金を一括して支払うことにより、本サービス契約を解除できるものとします。
3. 本サービスの実施前に本サービスのキャンセルはできないものとします。ただし、前項の違約金を支払うことにより、キャンセルできるものとします。

第 11 条（乙による本サービス契約の解除）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
(1)本規約に定める債務を履行せず、その他本規約に違反し、相当の期間を定めた催告にかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合。
(2)差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。
(3)振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
(4)発生させた電子記録債権が支払不能となった場合、または電子記録債権取扱金融機関より取引停止処分を受けた場合。
(5)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始を申立てられた場合。
(6)定款違反、合併、総会の決議等による解散事由に該当した場合。
(7)資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
(8)監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。
(9)重大な背信行為があった場合。
(10)第5条第3項に該当する事由がある場合
(11)その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。
2. 甲は、前項第2号から第8号までのいずれかに該当した場合、ただちに乙に対してその旨を通知するものとします。

3．　甲は、本条第1項各号のいずれかに該当した場合、乙による契約解除の有無にかかわらず、本サービス契約に基づき甲に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するものとします。
4．　乙は、第1項の規定に基づき本サービス契約を解除した場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第 12 条（本サービスの仕様変更）

乙は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの仕様の全部または一部を変更することができるものとします。

第 13 条（本サービスの中止）

1．　乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2．　乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。
3．　乙は、本条に基づき本サービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第 14 条（本サービスの停止）

1．　乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく直ちに本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することができるものとします。
　(1)支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して甲が負担する本サービスの費用等の支払がなされない場合。
　(2)本サービスの申込およびその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
　(3)本サービス条項に規定された遵守事項に反する行為を行った場合。
　(4)乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行い、または同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合。
　(5)乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫などに当たる行為を行った場合。
　(6)基本条項および本サービス条項に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合。
　(7)明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合。
　(8)電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行った場合。
　(9)その他乙が不適切であると判断する作為または不作為による行為を行った場合。
2．　乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急で已むを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
　(1)本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンスまたは工事を実施する必要がある場合。
　(2)他の電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止または中止した場合。
　(3)その他乙が已むを得ない事由が生じたと判断した場合。
3．　乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。
4．　乙は、甲の登録した情報等または甲の管理する情報等が、前1項のいずれかに該当するときは、甲に対し何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除することがあります。

第15 条（本サービスの廃止）

1．　乙は、乙の営業上、技術上その他の理由により、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2．　前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によってサービスの廃止日の2ヶ月前までに甲に対してその旨を通知するものとします。
3．　本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で本サービス契約は終了し、全部を終了した場合は、本サービスの全てが終了するものとします。
4．　乙は、本条に基づき本サービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第 3 章　請負条項

第 16 条（本章の適用）

本章の規定は、請負により本サービスが提供される場合に適用されるものとします。

第 17 条（納入）

1．　乙は請負にかかる本サービスの実施後、速やかにその旨を甲に通知するものとします。なお、乙は、本サービスの結果として成果物がある場合には、本サービスの実施とあわせて納入するものとします。

2．　乙は、乙による本サービスの実施または成果物の納入に際して甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとします。

第 18 条（検査）

1．　甲は、前条に基づき乙より本サービスの実施通知を受領し、成果物の納入(以下総称して、本項において納入といいます。）を受けた後、速やかにこれを検査し、その検査結果を乙に通知するものとします。

2．　甲の検査合格の通知をもって、乙の甲に対する本サービスの検査は完了したものとします。

第 19 条（成果物の危険負担）

本サービスの結果として成果物がある場合、甲は、成果物の納入後における成果物の滅失・毀損・変質その他一切の損害は、乙の責に帰すべきものを除き、負担するものとします。

第 20 条（瑕疵担保）

1．　甲は、本サービスの完了後6カ月以内に本サービス実施結果または成果物の瑕疵を発見したときは、直ちに乙に通知し、乙は無償で修補するものとします。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、修補に過分の費用を要すると乙が判断した場合は、対応処置について、甲乙協議の上、別途決定するものとします。

2．　前項の期間経過後に発見された瑕疵については、甲は、当該瑕疵の修補を有償にて乙に依頼することができるものとします。

第 4 章　委任条項

第 21 条（本章の適用）

本章の規定は、委任により本サービスが提供される場合に適用されるものとします。

第 22 条（内容の確認）

甲は、委任による本サービスの実施結果の全部または一部が終了した場合、速やかにその内容および本件サービスの実施結果を確認し、本件サービスの実施結果の不備を発見した場合は、直ちに乙に通知するものとします。なお、当該確認完了にかかる甲乙双方の書面による通知の授受は行わないものとします。

第 5 章　基本サービス

第 23 条（基本サービス）

基本サービスとは、別紙1で規定された基本サービスのメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

メニュー区分	適用となる条項
1. 導入サービス	
1-1.サービスアダプタ管理サーバーへの登録	請負条項
1-2.導入準備シート作成	請負条項
1-3.ネットワーク構成図作成	請負条項
1-4.サービスアダプタ導入設置	請負条項
1-5.PC 設定	請負条項
2. ヘルプデスクサービス	委任条項
3. オンサイト保守サービス	
3-1. PC 設定保守	請負条項
3-2.　サービスアダプタハードウェア保守	請負条項
3-3. HUB/LAN 部材ハードウェア保守	請負条項
4.運用サービス	委任条項
5.監視サービス	委任条項
6.ユーザーポータル	委任条項
7. インターネット接続サービス	委任条項

第 24 条（機器の提供）

1．乙は、本サービスの前提となるサービスアダプタを甲に提供するものとします。なお、本サービス終了時に、甲は乙が指定する方法でサービスアダプタを返却するものとします。なお、サービスアダプタに関する仕様は製造会社が定めるものとし、稼動に必要となるソフトウェア、ファームウェア等の更新等についても製造会社の定める条件により行われるものとし、甲はこれを予め了承するものとします。

2．甲に提供されたサービスアダプタに関する保障条件は、製造会社が定める保証書等に規定された内容に従い、製造会社により保障されるものとします。

第 25 条（導入サービス）

乙は、導入サービスとして、甲の申込みメニューに応じて、サービスアダプタ管理サーバーへの登録、導入準備シート作成、ネットワーク構成図作成、サービスアダプタ導入設置、PC 設定を実施するものとします。なお、各メニューの詳細は別紙1に定めるものとします。

第 26 条（サービスアダプタ管理サーバーへの登録）

乙は、甲のサービスアダプタの設定に必要なパラメータをサービスアダプタ管理サーバーに登録するものとします。

第 27 条（導入準備シート作成）

甲乙協議のうえ、甲の本サービスの申込までに、本サービスの導入に必要となる、導入準備シートを作成するものとします。

第 28 条（ネットワーク構成図作成）

乙は、本サービスに基づいて構築されたネットワークの構成図並びにルーターおよびクライアント PC の設定情報が記載された書面を作成し、甲に提供するものとします。

第 29 条（サービスアダプタ導入設置）

乙は、オンサイトによるサービスアダプタの設置を行います。また、サービスアダプタにインターネット及びネットワーク接続に必要な初期設定を行うものとします。

第 30 条（PC 設定）

1． 乙は、甲のインターネット及びネットワーク接続に必要な Windows ネットワーク設定を行い、E メールの送受信が出来るように、メールソフトの設定を行うものとします。

2． 乙は、リコープロバイダー、他社プロバイダーが提供するメールアドレスを 1 つ設定するものとします。なお、 オプションでホスティングサービスをご契約の場合は、ホスティングサーバーに PC 台数分のメールアカウントを作成し、それぞれの PC へメールアカウントを設定するものとします。

3． 乙は、リコー製の LP/MFP をネットワークプリンタとして利用できるように設定するものとします。

第 31 条（ヘルプデスクサービス）

乙は、ヘルプデスクサービスとして、甲の問い合わせ対応を行います。ヘルプデスクサービスの詳細は別紙1に定めるものとします。

第 32 条（オンサイト保守サービス）

乙は、オンサイト保守サービスとして、サービスアダプタに障害が発生した場合、甲の障害連絡により乙がオンサイトでの対応が必要と判断したときは、乙は、オンサイト要員を本サービスの導入場所へ派遣し、別紙1に定めるサービス詳細に基づくオンサイト保守サービスを実施するものとします。

第 33 条（PC 設定保守）

乙は、オンサイト保守サービスにおいて、PC 設定保守として、甲により提供される書面に記載された設定情報に基づき顧客機器のうち PC の再設定を実施するものとし、その詳細は別紙1に定めるものとします。

第 34 条（運用サービス）

乙は運用サービスとして、サービスアダプタに関する設定変更、死活監視サービスを提供するものとします。なお、運用サービスの詳細は別紙1に定めるものとします。

第 35 条（監視サービス）

乙は、監視サービスとして、サービスアダプタの死活監視を行います。監視サービスの詳細は別紙1に定めるものとします。

第 36 条（ユーザーポータル）

乙は、甲にサービスアダプタの稼働状況を確認するためのユーザーポータルを提供し、甲はこれを利用することができるものとします。

第 37 条（インターネット接続サービス）

1．乙は、インターネット接続サービスとして、電気通信事業者が提供するブロードバンド回線に対応したインターネット・サービスを提供するものとします。なお、インターネット接続サービスの詳細については、別紙１に定めるものとします。
2．甲が、他社プロバイダーを利用してインターネットへ接続する場合、乙は、メール設定および接続障害の原因切り分けサービスを提供するものとします。

第６章　オプションサービス

第 38 条（オプションサービス）

オプションサービスとは、甲が基本サービスの利用期間内において、以下に定めるサービスのうち、いずれかもしくは全てを選択して申し込んだ場合にのみ有償で提供されるサービスをいいます。なお、当該オプションサービスの追加および一部または全部の解約は、随時行えるものとします。

オプションサービスの種類	適用となる条項
1. PC ウイルス対策サービス	委任条項
2. LAN 構築サービス	請負条項
3. 無線 AP 追加サービス	請負条項
4. VPN サービス	請負条項
5. ホスティングサービス	委任条項
6. ドメインサービス	委任条項
7. メールアドレス追加サービス	委任条項
8. 追加サービス	請負/委任条項

第 39 条（PC ウイルス対策サービス）

乙は、甲の選択に応じて、PC ウイルス対策サービスを提供するものとします。なお、PC ウイルス対策サービスの詳細については、別紙２にて規定するものとします。

第 40 条（LAN 構築サービス）

乙は、甲の本サービスの導入時に、新規の LAN 配線およびその他の配線作業を実施するものとします。なお、LAN 配線サービスの詳細については、別紙２にて規定するものとします。

第４１条（無線 AP 追加サービス）

乙は、無線 AP 追加サービスとして、サービスアダプタを追加で提供し、サービスアダプタの稼動に必要な初期設定とコンフィグの作成、サービスアダプタ管理サーバーへ登録作業を実施するものとします。なお、基本サービスの導入後に本サービスを追加する場合、別途追加サービスの申込が必要となります。

第 42 条（VPN サービス）

1．乙は、VPN サービスとして、VPN ハブ新設(保守)、VPN スポーク新設(保守)、VPN リモートアクセス、VPN 設計の全部またはその一部を甲の選択に応じて提供するものとします。なお、VPN サービスの詳細については、別紙 2 に定めるものとします。
2．乙は、VPN ハブ新設(保守)サービスとして、ルーターの設定を実施することにより、VPN 接続のハブ拠点を構築すると共に、ハブ拠点で障害が発生した場合の障害復旧を実施するものとします。
3．乙は、VPN スポーク新設(保守)サービスとして、ルーターの設定を実施することにより、VPN 接続のスポーク拠点を構築すると共に、スポーク拠点で障害が発生した場合の障害復旧を実施するものとします。
4．乙は、VPN リモートアクセスサービスとして、ルーター及び PC の設定を実施することにより、PC からの VPN 接続環境を構築すると共に、PC で障害が発生した場合の障害復旧をハブ拠点で実施するものとします。
5．甲は、新設するスポーク拠点が 11～20拠点となる場合、VPN 設計を申し込むものとします。
6．甲は、VPN を使用しなくなった場合、当該 VPN の設定の解除に必要となる追加サービスを申し込むものとします。

第 43 条（ホスティングサービス）

乙は、甲が NETBegin BB パック Select 契約を締結済みで、当該契約において、同等のサービス提供を受けていることを前提として、甲の選択に応じて、所定の容量のメールサーバーと Web サーバー機能を持った共有型ホスティングサーバーを提供するものとします。なお、ホスティングサービスの詳細については、別紙2に定めるものとします。

第 44 条（ドメインサービス）

1．乙は、甲が NETBegin BB パック Select 契約を締結済みで、当該契約において、同等のサービス提供を受けていることを前提として、甲の選択に応じて、DNS サーバー設定変更サービスおよびドメイン登録者変更サービスの全部またはその一部を甲の選択に応じて提供するものとします。なお、ドメイン関連サービスの詳細については、別紙2に定めるものとします。

2．甲は、ドメイン機関が定める諸規則、指針、ポリシーその他の取り決めならびにドメイン名に関する紛争処理方針(以下、ドメイン機関の諸規則等を「諸規則等」といいます。）に従うものとします。なお、諸規則等は、ドメイン機関により随時変更される場合があることを甲は事前に承諾するものとします。

第 45 条（メールアドレス追加サービス）

乙は、甲の選択に応じて、メールアドレス追加サービスとして、リコープロバイダーが標準で提供するメールアドレスと同じ仕様のメールアドレスを 1 つ提供するものとします。なお、メールアドレス追加サービスの詳細については、別紙2に定めるものとします。

第 46 条（追加サービス）

乙は、追加サービスとしてオンサイトにて以下のメニューを提供します。なお、追加サービスは、基本サービスの付加サービスとして提供されるものであり、追加サービス単体で利用できるものではないものとします。

メニュー名	説明
基本料金	導入後に訪問を必要とするオプションメニューと同時に必要となります。また一拠点に対しての複数同時作業の場合、基本料金は 1 つとなります。
PC 設定	導入後にクライアント PC の設定を実施する場合に必要となります。1 台のクライアント PC に対して、基本サービス、オプションサービスにて実施した設定作業を再度実施します。
ルーター設定	導入後にサービスアダプタの設定を実施する場合に必要となります。
VPN 設定解除	VPN サービスを解約する場合に必要となる設定解除作業を行います。

第7章　料金等

第 47 条（料金等）

1．甲は、料金等を、乙所定の支払い方法に従って乙に支払うものとします。
2．料金等のうち初期費用については、甲は、当該費用を、乙所定の支払い方法に従って、甲乙協議のうえ定めた期日までに乙に支払うものとします。
3．料金等のうち月額費用については、甲は、月額費用を、サービス開始日の属する月の翌月から契約終了日の属する月の翌月まで毎月乙所定の支払い方法に従って、乙に支払うものとします。なお、第 10 条により、甲が本サービスの解除を申し出た場合、甲の当該月額費用の支払義務は、解除該当月まで発生するものとします。
4．前項の規定の他、本サービスでの訪問先が、乙または関連会社等の所在する場所より片道50km以上の距離で、かつ片道2時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部である場合、甲は、その都度乙の請求に基づき別途追加料金を負担するものとします。
5．本サービスの実施、解除その他環境変更に際して必要となる作業によって、乙が別途定める費用負担が発生する可能性があることを予め了承するものとします。
6．理由の如何を問わず本サービス契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。

第 48 条（消費税）

前条の本サービスの料金等にかかる消費税については、消費税法に基づき支払うものとします。尚、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う料金より変更された消費税を適用するものとします。

第 49 条 （支払遅滞）

甲は、本サービスの料金等または本サービス契約に定める費用の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済の日まで支払うべき金額に対して年 14.6％の割合の遅延損害金を乙に支払うものとします。

第8章　一般条項

第 50 条（氏名等の変更）

甲は、その会社名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を乙に通知するものとします。

第 51 条（データ等の責任）

1．　甲は、本サービスの実施にあたり、データ等について、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なように当該機器のバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。

2．　乙が、本サービスの実施にあたり甲のデータ等が、滅失、毀損、漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について乙は、いかなる責任も負わないものとします。

第 52 条（甲の協力）

1．　甲は、ID 等を自己の責任において管理するものとし、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。
2．　甲は、ID 等を漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により乙または第三者に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の責任を負うものとします。
3．　甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった資料等を速やかに提示するものとし、当該資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。
4．　甲は、乙の本サービスの実施にあたり、甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に、本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所を乙に提供するものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。
5．　甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。
6．　甲は、乙の本サービスの実施にあたり必要となる場合、甲の保有するコンピューター等の設備を提供するものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。
7．　甲は、サービスアダプタの導入場所の移動、取り外しをするときは、事前に乙に通知するものとし、乙は、甲の費用負担においてサービスアダプタの移動に乙または関連会社等の従業員を立ち会わせるものとします。
8．　甲は、サービスアダプタの導入場所で計画停電が発生する場合は、1ヶ月前に乙に通知するものとします。
9．　甲は、乙または関連会社等の従業員が本サービスの実施に必要であると判断した場合、乙によるサービスアダプタの停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。
10．　甲は、サービスアダプタの導入場所の環境等について、サービスアダプタメーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従ってサービスアダプタを使用するものとします。

第 53 条（免責規定）

1．　以下各号に定める作業については本サービスの適用外とし、乙は、当該作業の実施について何らの責任も負わないものとします。
　（1）以下のいずれかに起因するサービスアダプタの障害又は故障の修理
　　① サービスアダプタメーカーの定める使用環境以外での使用
　　② サービスアダプタメーカーの保証が適用されないサービスアダプタの不適正な使用、火災、水害、異常電流、甲による輸送、若しくは乙又はサービスアダプタメーカー従業員（サービスアダプタメーカーの委託先従業員を含む）以外の者により実施された改造又は作業等
　（2）甲による乙への事前の通知なしにサービスアダプタの移動・設定変更が行われた場合や基本ソフトウェア以外のソフトウェアをインストールしたことによって、サービスアダプタに障害が発生した場合の障害復旧作業
　（3）サービスアダプタへのコンピュータウイルス感染、および外部からの不正アクセス等に起因してサービスアダプタ、または甲の使用するソフトウェア等に障害が発生した場合の障害復旧作業
　（4）データベース、プログラムおよびマクロ等の作成、追加および変更ならびにこれらに関わる支援作業
　（5）天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為、その他の不測の事故、もしくは甲の故意、過失または不適正な使用によってサービスアダプタに障害が発生した場合の障害復旧作業
　（6）前各号の他、乙が定める本サービスの範囲外と判断する作業
　（7）乙の定める利用条件に適合しない条件での利用時のサービス提供
2．　乙は、本サービスおよび本ソフトの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本サービスの提供に伴い発生する損害については一切の責任を負いません。

3．　乙は、本サービスの提供により、甲の保有するデータの保管、ならびにセキュリティの安全性および完全性を保証するものではありません。
4．　乙は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律」第 3 条(損害賠償責任の制限)に基づく要件が充足された場合には、賠償責任を負わないものとします。
5．　乙は、資料等または甲の事業所等に関して、内容等の誤りまたは甲の提供遅延によって本サービスの実施遅滞、本サービス実施結果の瑕疵等が発生した場合、乙は何らの責任も負わないものとします。
6．　乙は、以下の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず何らの責任を負わないものとします。
　(1)　天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
　(2)　甲設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等甲の接続環境の障害
　(3)　本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能に起因する損害
　(4)　善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
　(5)　乙または乙の仕入先が定める手順・セキュリティ手段等を甲が遵守しないことに起因して発生した損害
　(6)　本サービス用設備のうち乙の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
　(7)　本サービス用設備のうち、乙の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
　(8)　電気通信事業者の提供する電気通信役務の制約や不具合に起因して発生した損害
　(9)　その他乙の責に帰すべからざる事由

第 54 条（第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、甲と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、乙は一切の責任を取らないものとします。

第 55 条（秘密保持）

1．　受領当事者は、秘密情報につき秘密を保持し、開示当事者の事前の書面による承諾を得ずに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報の定義から除外します。
　（1）開示の際、すでに公知となっていた情報
　（2）開示後、受領当事者の責めによらずに公知となった情報
　（3）開示時に、既に受領当事者が所有していた情報
　（4）開示後、受領当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報
　（5）開示後、受領当事者が第三者より秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報
　（6）乙が、本契約の履行に必要な範囲で関連会社等に共有する情報
2．　前項の規定にかかわらず、受領当事者は、裁判所や行政機関の命令等法律に基づき秘密情報を開示する必要のある場合には、秘密情報を開示できるものとします。この場合、受領当事者は開示当事者に対して、その旨を書面で事前に通知するとともに、開示の範囲を最小限にするよう努めるものとします。
3．　受領当事者は、本サービス契約終了後、開示当事者の指示に従い、速やかに秘密情報を返還または廃棄するものとします。

第 56 条（反社会的勢力との関係排除等）

1．　甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは業務従事者または本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
　（1）反社会的勢力であること。
　（2）反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。
　（3）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
　（4）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
　（5）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。
　（6）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2．　甲および乙は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3．　甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
　（1）反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。

（2）自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと。
① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。
② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。

4．甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、甲または乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第 57 条（損害賠償責任）

1．甲は、本サービス契約に関連し、乙の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、乙に対して、損害賠償を請求することができます。この場合、乙が甲に支払う損害賠償額は、当該損害の発生月の月額料金を限度とします。

2．甲が本サービス契約に違反する等甲の責に帰すべき事由により、乙に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。

第 58 条（権利義務の譲渡等）

甲は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第 59 条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法に準拠するものとします。

第 60 条（協　議）

甲および乙は、本サービス契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第 61 条（管轄裁判所）

甲および乙は、本サービス契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 62 条（サービスの制限等）

1．当社は、第 14 条（本サービスの停止）の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測されるとき、又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

2．当社は、特定の利用契約における一定期間内の転送量が当社の定める基準を超えるときは、その通信を制限し、又は切断することができるものとします。

3．当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。

以上

別紙1 基本サービス提供内容

【1. 導入サービス】

1-1.サービスアダプタ管理サーバーへの登録

乙は、1-2 で作成する導入準備シートに基づいて、サービスアダプタの稼動に必要な初期設定とコンフィグの作成を行い、サービスアダプタ管理サーバーへ登録するものとします。

※エントリーモデルをご契約の場合、本サービスは提供されません。

1-2.導入準備シート作成

乙は、甲乙協議の上、申し込みまでに導入準備シートを作成するものとします。

甲は、導入準備シートの作成にあたり、必要となる情報提供等の協力を行うものとします。

※エントリーモデルをご契約の場合、本サービスは提供されません。

1-3.ネットワーク構成図作成

①保守の対象となるネットワーク構成を調査すると共に、PC 設定の設定内容をネットワーク構成図として、甲へ提供します。

②保守提供時にネットワーク構成図は乙に開示されない場合、保守が提供できない場合があります。

1-4.サービスアダプタ導入設置

乙は、甲の本サービスの導入場所にて、サービスアダプタを設置し、所定の設定を実施するものとします。

※エントリーモデルをご契約の場合、本サービスは提供されません。

1-5.PC 設定

①LAN 接続、インターネット接続に必要な Windows ネットワーク設定を行います。(※1)

②電子メールの送受信ができるようメールソフトの設定を行います。

③株式会社リコー製のプリンターおよび複写機をネットワークプリンタとして利用できるような設定を行います。

④オプションのホスティングサービスを申し込んでいる場合、ホスティングサーバーにクライアント PC の台数分のメールアカウントを作成し、クライアント PC へのメール設定を行います。(※2)

※1 本件機器と甲の所有する PC との無線 LAN 接続設定を含みます。なお、無線 LAN の接続性を保証するものではありません。

※2 ホスティングサーバーへのアカウント登録は、本サービスと同時に申込みされた場合のみ実施されることとなります。

※BB パック Next 乗換限定モデルでは、本サービスは提供されません。

2. サービスの提供時間帯

本サービスで提供されるサービスの提供時間帯は下表のとおりとします。

導入サービス	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※

※祝日および年末年始等の乙の指定日は除きます。

【2. ヘルプデスクサービス】

a. 乙は、ヘルプデスクサービスとして以下に規定する内容のサービスを提供するものとします。なお、本サービス以外の内容に関する問い合わせや障害対応はヘルプデスクサービスに含まれず、乙は一切責任を負わないものとします。

①本サービスの障害対応。

②本サービスのユーザーポータルの操作に関する問合せ応対。

③本サービスのネットワーク変更に関する応対。

b. 前項各号に対する応対は、乙の合理的判断に基づきなされるものとし、当該応対に基づく結果については、乙の故意または重過失の場合を除き、乙は何ら責任を負うものではありません。また乙は、全ての内容に回答し、甲に生じた問題を全て解決することを保証するものではありません。

c. ヘルプデスクサービスは、甲からの電話またはメールによる問い合わせを端緒として、必要に応じてリモート接続により提供されるものとします。

d. 乙は、甲からの問合せに対し、クライアント PC に対するリモート接続ができるものとします。ただし、以下各号の場合においては、リモート接続は実施されないものとします。

①リモート接続に対する甲の同意がない場合

②甲がインターネット接続環境を有していない場合

③甲のインターネット接続環境が乙の定める要件を満たしていない場合

④甲のインターネット接続環境を提供するサービスプロバイダー等その他インターネット接続に介在する第三者側の事由により、甲がクライアント PC にリモート接続ができない場合

⑤前各号のほか乙がリモート接続を実施することができないと判断した場合

e. 前項のリモート接続が実施された場合であっても、クライアント PC の操作は甲が行うものとし、乙によるクライアント PC の操作は行われないものとします。また、前項のリモート接続の実施中、甲は、サービスアダプタの画面を常時確認し、乙に必

要な情報を提供するものとします。

f. 甲は、乙がリモート接続を実施するにあたり、乙に対して個人情報または企業情報を開示する場合、甲の責任において当該個人情報または企業情報に対してデータの加工、変更または修正を行い、もしくはデータに対してマスキング等を実施し、乙が当該個人情報または企業情報を知得できないよう必要な措置を講じるものとします。なお、当該措置が講じられない場合、乙は、リモート接続の全部または一部の提供を行わないことができるものとします。

サービスの提供時間帯

本サービスで提供されるサービスの提供時間帯は下表のとおりとします。

ヘルプデスクサービス	月曜日～金曜日 8:30～18:00 ※

※祝日および年末年始等の乙の指定日は除きます。

【3. オンサイト保守サービス】

3-1. PC 設定保守

PC のネットワーク設定、Web ブラウザ設定、メールソフト設定に不具合が生じ、クライアント PC がインターネット接続障害およびメールの送受信障害が発生した場合、ネットワーク構成図に基づき再設定を行います。

ネットワーク構成図に記載のない設定および甲の事情によるクライアント PC の買い替えまたは移設に伴う設定は、クライアント PC 設定保守サービスの対象外となります。なお、当該対象外設定を行うこの場合は、追加メニューの PC 設定を申し込む必要があります。

3-2. サービスアダプタハードウェア保守

乙は、サービスアダプタに不具合が生じた場合、導入場所に訪問し、必要に応じて同等品に交換・動作確認を行うものとします。

※エントリーモデルをご契約の場合、本サービスは提供されません。

3-3. HUB/LAN 部材ハードウェア保守

乙は、対象の HUB/LAN 部材に不具合が生じた場合、導入場所に訪問し、必要に応じて同等品に交換・動作確認を行うものとします。

オンサイト保守サービス共通条件

(1) 乙は、ハードウェア保守サービスとして、サービスアダプタに障害が発生した場合、甲の障害連絡により乙がオンサイトによる対応が必要と判断したときは、オンサイト要員を本サービスの導入場所へ派遣し、サービスアダプタの部品交換または修理を実施するものとします。但し、甲が乙から購入したものは対象外とする。

(2) サービスの提供時間帯

本サービスで提供されるサービスの提供時間帯は下表のとおりとします。

障害受付サービス	月曜日～金曜日 8:30～18:00 ※1
オンサイト保守サービス	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※2

※1.祝日および年末年始等の乙の指定日は除きます。

※2.15:00 までに受け付けた場合は当日訪問、それ以降は翌営業日対応とします。

【4. 運用サービス】

乙は、運用サービスとして以下に規定する内容のサービスを提供するものとします。

1.サービスアダプタに関する設定変更

乙は、所定の方法による甲からの設定変更の申込みに従い、設定変更をリモートで実施するものとします。なお、当該対応に基づく結果については、乙の故意または重過失の場合を除き、乙は何ら責任を負うものではありません。

※エントリーモデルをご契約の場合、本サービスは提供されません。

2.サービスの提供時間帯

本サービスで提供されるサービスの提供時間帯は下表のとおりとします。

運用サービス	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※

※祝日および年末年始等の乙の指定日は除きます。

【5. 監視サービス】

1.乙は、監視サービスとして、サービスアダプタの死活監視とその結果、サービス停止等の障害発生時に甲への障害通知のサービスを提供するものとします。監視サービスは、甲の個々の環境や本サービスで提供される全てのサービスの不具合を、検知及び通知することを保証するものではありません。

※乗換限定モデル、エントリーモデルをご契約の場合、本サービスは提供されません。

2.サービスの提供時間帯

本サービスで提供されるサービスの提供時間帯は下表のとおりとします。

監視サービス	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※

※祝日および年末年始等の乙の指定日は除きます。

【6. ユーザーポータル】

乙は、本サービスの提供におけるサービスアダプタの管理機能として、ユーザーポータル（Web サイト）の提供を行います。

ユーザーポータルの機能は以下の通りとします。

◆お知らせ機能：ユーザーポータルのログイン画面上にメンテナンスのお知らせなどを表示します。

◆ダッシュボード機能：サービスアダプタの稼動状態が確認できます。

※エントリーモデルをご契約の場合、本サービスは提供されません。

【7. インターネット接続サービス】

インターネット接続サービスは、甲の選択に応じて以下のメニューのいずれかを提供します。
なお、対応する回線は、別途乙が定義する電気通信事業者の回線とします。

①リコープロバイダー

動的 IP によるインターネット接続サービスとメールアカウントを提供するものとします。
メールアカウントは、乙が所有するドメインによるメールアカウントとなり、なお、メールアカウントで利用できる容量は 100Mbyte となり、ウイルスチェック機能／スパム対策機能が標準提供となります。

※本メニューでインターネット接続サービスを利用するにあたり、甲が過大な通信量を発生させることにより、他にインターネット接続サービスを利用する第三者へ重大な支障を与える、又は与えるおそれのあると乙が判断した場合、利用の公正性を確保するため通信を制限（帯域制御）することがあります。なお、制限は公正性が確保され次第解除します。

②リコープロバイダー固定 1IP

固定 IP によるインターネット接続サービスを提供するものとします。

※メールアカウントは付与されません。

③他社プロバイダー接続保守

他社プロバイダーによる接続環境保守サービスを提供するものとします。

※PC1台に他社プロバイダーのメール設定を実施します。

※保守時、他社プロバイダーの情報も含めて障害原因の切り分けを実施します。

※乙は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。また、当該措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。これらは乙が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

以上

別紙２ オプションサービス提供内容

【1. PC ウイルス対策サービス】

①乙は、クライアント PC 用のウイルス対策ソフトを甲に提供するものであり、当該ウイルス対策ソフトはウイルス定義ファイルおよびウイルス対策ソフト自身のバージョンアップをインターネット経由で自動的に行います。

②PC ウイルス対策は、本サービスで使用する PC 台数と同数の申込が必要となり、ウイルス対策ソフトのライセンス提供と、PC への初回インストールを行うものとします。なお、当該ウイルス対策ソフトは弊社が指定するウイルス対策ソフトとなります。

③当該ウイルス対策ソフトを使用した結果、なお、ウイルスによる被害が生じた場合においても、乙による駆除作業、復旧作業およびデータの保証等は行いません。

※本サービスにおいては、ウイルス対策ソフトのライセンス販売のみとなり、ウイルス対策ソフトの使用については、別途メーカーとの間で直接使用許諾契約を締結する必要があります。

※ウイルス対策ソフトの使用期間中における使用許諾契約の解除はできないものとします。また、如何なる事由においても一度支払われた本サービスの対価は返金されません。

※ウイルス対策ソフトのインストール後、別途メーカーが定める条件によっては顧客機器に不具合が生じる場合があります。

※ウイルス対策ソフトは、対象機器のウイルス感染を100％防止することを保証するものではありません。

※ウイルス対策ソフトの仕様は、予告なく変更される場合があります。

【2. LAN 構築サービス】

①HUB

乙は、甲の申込に従い、HUB を提供するものとします。

②LAN 配線（作業/部材）

・乙は、甲の申込に従い、LAN 配線部材を提供するものとします。

・乙は、上記部材に基づく以下の LAN 配線作業を行うものとします。

※床上への配線と、モールによる保護。なお、床上以外への配線（床下、縦管など）や指定のケーブル以外での配線は対象外です。別途 LAN 工事が必要です。

※クライアント PC から 5m 以内でのリコープリンターとの接続。ただし、5 クライアントを超える場合または導入環境や規模に応じて、乙の判断により別途費用が生じる場合があります。

※ルーターから 20m 以外での HUB との接続。

【3. 無線 AP 追加サービス】

・乙は、甲の申込に従い、サービスアダプタを追加で提供します。

・乙は、サービスアダプタの稼働に必要な初期設定とコンフィグの作成、サービスアダプタ管理サーバーへの登録作業、導入設置作業を行うものとします。

※基本メニューと同時に本メニューをお申し込みいただいた場合、PC 設定は基本メニューの範囲内での対応となります。

※基本メニューの導入後に本メニューを追加し PC への設定を行う場合は、PC 設定料金が別途必要となります。

※エントリーモデルをご契約の場合、本オプションはご契約いただけません。

【4. VPN サービス】

①VPN ハブ拠点（保守）

乙は、VPN 接続の中心となるハブ拠点を構築するものとします。障害発生時に VPN 接続の復旧を行うものとします。

※対向拠点の設定を行う為、対向拠点に「VPN スポーク」の契約が必要です。但し、「VPN リモートアクセス」をハブ拠点にてお申し込みの場合、この限りでは有りません。

※ハブ拠点のルーターへ設定可能な「VPN リモートアクセス」の PC 数は 10 台まで、「VPN スポーク」の拠点数は 20 拠点まで、となります。

※エントリーモデルをご契約の場合、本オプションはご契約いただけません。

②VPN スポーク拠点（保守）

乙は、ハブ拠点に VPN 接続するスポーク拠点を構築するものとします。障害発生時に VPN 接続の復旧を行うものとします。

※対向拠点の設定を行う為、対向拠点に「VPN ハブ拠点（保守）」の契約が必要です。

※エントリーモデルをご契約の場合、本オプションはご契約いただけません。

③VPN リモートアクセス

乙は、PC からハブ拠点に VPN 接続するリモートアクセス環境を構築するものとします。障害発生時に VPN 接続の復旧を行うものとします。

※対向拠点の設定を行う為、「VPN ハブ拠点（保守）」での契約が必要です。

※本サービスは「VPN ハブ拠点（保守）」を契約している拠点でのみ契約が可能です。

※エントリーモデルをご契約の場合、本オプションはご契約いただけません。

④VPN 設計

新設するスポーク拠点が 11～20 拠点となる場合の VPN 設計を行うものとします。

スポーク拠点が 11～20 拠点となる場合に、ハブ拠点の契約において、本メニューのお申込みが必要です。

※エントリーモデルをご契約の場合、本オプションはご契約いただけません。

【5. ホスティングサービス】

①ホスティングサービス（500MB/1GB/2GB/3GB）

1.乙は、下表の容量のメールサーバーと Web サーバー機能を持った共有型ホスティングサーバーを甲に提供します。なお、利用アカウント数は無制限とし、ウイルスチェック機能／スパム対策機能は標準提供とします。

メニュー名	メール容量	Web 容量
ホスティング 500MB	500Mbyte	500Mbyte
ホスティング 1GB	1Gbyte	1Gbyte
ホスティング 2GB	2Gbyte	2Gbyte
ホスティング 3GB	3Gbyte	3Gbyte

※ホスティングで運用できるドメイン数は 1 つとなります。

※メール容量、Web 容量の利用サイズの上限設定は変更できません。

2.メールアカウントごとの容量制限は、ご契約容量内にて任意に設定できます。初期設定は「制限なし」になっていますが、メールをサーバーに残したり、ご契約容量を圧迫するようなメールを受信した場合、新しいメールの受信に時間がかかったり、取得に失敗するなど、甲利用サイトに影響が出る可能性がございます。

3.ご契約のディスク容量を超過した場合は、ホスティングサービスが停止することがありますのでご注意ください。

4.甲が Web サーバーとしてホスティングサービスを利用中に、検索エンジンにおいて甲の Web ページの検索結果（順位など）に変更が生じたとしても、乙は当該変化に何ら関与するものではなく、何らの責任も負担するものではありません。

5.ウイルスチェック機能は、メールに対してのウイルスチェックになり、クライアント PC のウイルスチェックまたは駆除は行いません。最新パターンファイルにて運用しますが、新種のウイルスなど全てのウイルス駆除を保証するものではありません。

②SSL 用 IP アドレスサービス

1.乙は、Web サーバーで SSL 認証を利用するために、甲に対し固有 IP アドレスを割り当て、SSL（Secure Socket Layer）利用のため、「CSR の生成」、「SSL サーバーID のインストール」、「SSL 接続の有効設定」を行います。

2.甲は、自己の責任により SSL サーバーID（証明書）の申請、管理（認証会社によりますが1年もしくは2年間の有効期限となります）を行います。

3.当該 SSL 用 IP アドレスの割り当ては、SSL による通信の安全性を保証するものではありません。

【6. ドメインサービス 5. ドメインサービス】

①DNS サーバー設定サービス

乙は、乙が管理する甲のドメインに関して、乙が管理している DNS サーバーの IP アドレスの変更や、レコード情報の追加・変更等、DNS に関わる各種設定変更を行います。

②ドメイン登録者変更サービス

乙は、ドメインに関する各種登録情報（所有者情報や登録者情報など）に変更が生じ、当該登録情報の変更が必要となった場合、当該登録情報の変更手続を代行します。

※ドメイン登録者変更サービスは、新所有者と旧所有者間で行われたドメインの所有権の移転を前提とします。なお、新所有者と旧所有者間のドメインの所有権移転に関する紛争については、甲が自己の責任と費用負担において解決するものとし、乙は何ら関与するものではありません。

※ドメイン登録機関の要請により、甲は、別途甲に関する資料を書面で提出しなければならないことがあります。

【7. メールアドレス追加サービス 6. メールアドレス追加】

乙は、リコープロバイダーが提供するメールアドレスを1つ追加します。なお、仕様は、リコープロバイダーが標準で提供するメールアドレスと同等とします。

※リコープロバイダーをご利用いただいている場合のみのご利用となります。

※本メールアドレス追加を複数申し込むことで、メールアドレスを複数追加できます。（上限無し）※基本サービスと同時申込の場合を除き、メールソフトへの設定をご希望の場合は、追加メニューの「PC 設定」と同時に申込が必要となります。

【サポート対象ソフトウェア】

本サービスの対象となるサポート対象ソフトは、以下の通りとします。

サポート対象ソフトウェア	≪OS≫ Microsoft Windows 10 Microsoft Windows 11 ※ セキュリティ機能（ウイルス対策や暗号化機能）や仮想化、クラウドに関する機能は対象外となります。 ≪インターネットブラウザー≫ Microsoft Edge ≪メールソフト≫ Microsoft Windows 10/11 搭載の標準メールアプリ Microsoft Outlook 2016/2019/2021/2024 ※ メールソフトは、メール機能に対してのみのサポートとなります。

※本サービス契約締結時、当該対象基本OS（あるいは基本ソフトウェア）を開発したメーカーがサポートを打切っている製品は、本サービスの対象外となります。
なお、本サービスの有効な契約期間中に、当該メーカーサポートが打切りとなった場合、当該メーカーサポートが必要なサービスが実施できません。その場合、乙は、本サービスのうち当該メーカーサポートを伴わないサービスの範囲で実施するものとします。

以上

別紙 3 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する注意事項

1．乙は、甲と電気通信事業者の間で取り交わされる契約等に基づいて提供される電気通信役務について、何ら責任を負わないものとします。

2．乙は、電気通信事業者が提供する電気通信役務に関しては、サービスレベル及び品質などについては何ら保証するものではなく、いかなる場合であっても責任を負わないものとします。

3．電気通信事業者が提供する機器および機能、ならびに乙が別途対象外と指定する機器および機能については本サービスの対象外となります。

4．電気通信事業者が提供する電気通信役務およびその利用に起因して生じる不具合については、甲の責任と費用負担により処理するものとします。

以上

別紙4 IT 補助金用年額プランに関する注意事項

1. 乙が指定する IT 補助金用年額プラン（以下、年額プランといいます。）は、甲が、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業における IT 導入支援事業者の認定をうけ、補助金交付決定された場合に限り申し込みが可能となります。

2. 年額プランは、サービス開始日の属する月の翌月から起算して 12 か月分の月額費用が含まれているメニューであり、13 ヶ月目より所定の月額費用が生じることを甲は了承するものとします。

3. 年額プランは、サービス開始日の属する月の翌月から起算して 12 ヶ月間は本サービスの追加・変更・解約・解除が行えないことを甲は了承するものとします。
   尚、乙は自らの判断より、サービス期間中随時に契約の解除を行えるものとします。

4. 理由の如何を問わず本サービス契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。

5. 甲は、本サービス契約に関連し、乙の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、乙に対して、損害賠償を請求することができます。この場合、乙が甲に支払う損害賠償額は、当該損害の発生月の月額料金に相当する額を限度とします。

以上